

令和6年10月16日（水）

【照会先】

青森労働局労働基準部

賃金室長 森越 利夫

賃金指導官 高山 竹郎

（電話）017 - 734 - 4114（直通）

報道関係者 各位

青森県特定（産業別）最低賃金の改正決定に関する答申について

－青森地方最低賃金審議会答申－

- 1 青森地方最低賃金審議会（会長 いしおかりゅうじ 石岡隆司）は、本年9月12日に青森労働局長から「青森県特定（産業別）最低賃金の改正」について諮問を受け、各産業別に専門部会を設置して調査審議を重ねてきましたが、本日、4つの（産業別）最低賃金について、全会一致で結論を取りまとめ、青森労働局長に対して答申を行いました。
- 2 今後は、この答申の内容についての異議申出（10月31日まで）に関する諸手続きを経て、青森県特定（産業別）最低賃金額が改正決定されることとなります（11月15日に官報公示予定、12月21日に改正決定発効予定）。

青森県特定（産業別） 最低賃金件名	答申内容	適用労働 者数（人）	改正前
	時間額 （引上額：引上率）		時間額 （前年の引上額：引上率）
鉄鋼業	1,045 円 （53 円：5.34%）	1,476	改正前 (R6.1.19)
			992 円 （34 円：3.55%）
電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器 具、情報通信機械器具 製造業	968 円 （41 円：4.42%）	7,967	改正前 (R6.1.19)
			927 円 （39 円：4.39%）

各種商品小売業	956 円 (35 円 : 3.80%)	2,124	改正前 (R5.12.21)
			921 円 (39 円 : 4.42%)
自動車小売業	963 円 (40 円 : 4.33%)	4,908	改正前 (R5.12.21)
			923 円 (4 円 : 0.44%)

3 青森労働局及び各労働基準監督署においては、10月5日に改正発効している青森県最低賃金（時間額953円）と併せて、特定（産業別）最低賃金についても改正決定内容の周知徹底、履行確保を図っていくこととしています。

参 考

1 最低賃金制度とは

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないと義務付けられているものです。

したがって、使用者が労働者に対し最低賃金未満の賃金しか支払っていなかった場合、その使用者は最低賃金額との差額を支払わなくてはなりません。また、この場合、使用者に対して罰則（50万円以下の罰金）が定められています。

2 最低賃金の種類

最低賃金には、地域別最低賃金と特定最低賃金の2種類があります。特定最低賃金は、事業別（産業別）又は職種別に分類されますが、現在は、事業別（産業別）の最低賃金のみが設定されています。

（1）地域別最低賃金

地域別最低賃金は、産業や職種にかかわらず、都道府県内のすべての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金として、各都道府県に1つずつ、全部で47の最低賃金が定められています。

（2）特定（産業別）最低賃金

特定（産業別）最低賃金は、特定の産業について、関係労使が基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めるものについて設定されており、全国で224の最低賃金が定められています（令和6年10月16日現在）。

3 青森県の特定（産業別）最低賃金

青森県の特定（産業別）最低賃金は、次の4業種が設定されています。

（1）青森県鉄鋼業最低賃金

（2）青森県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

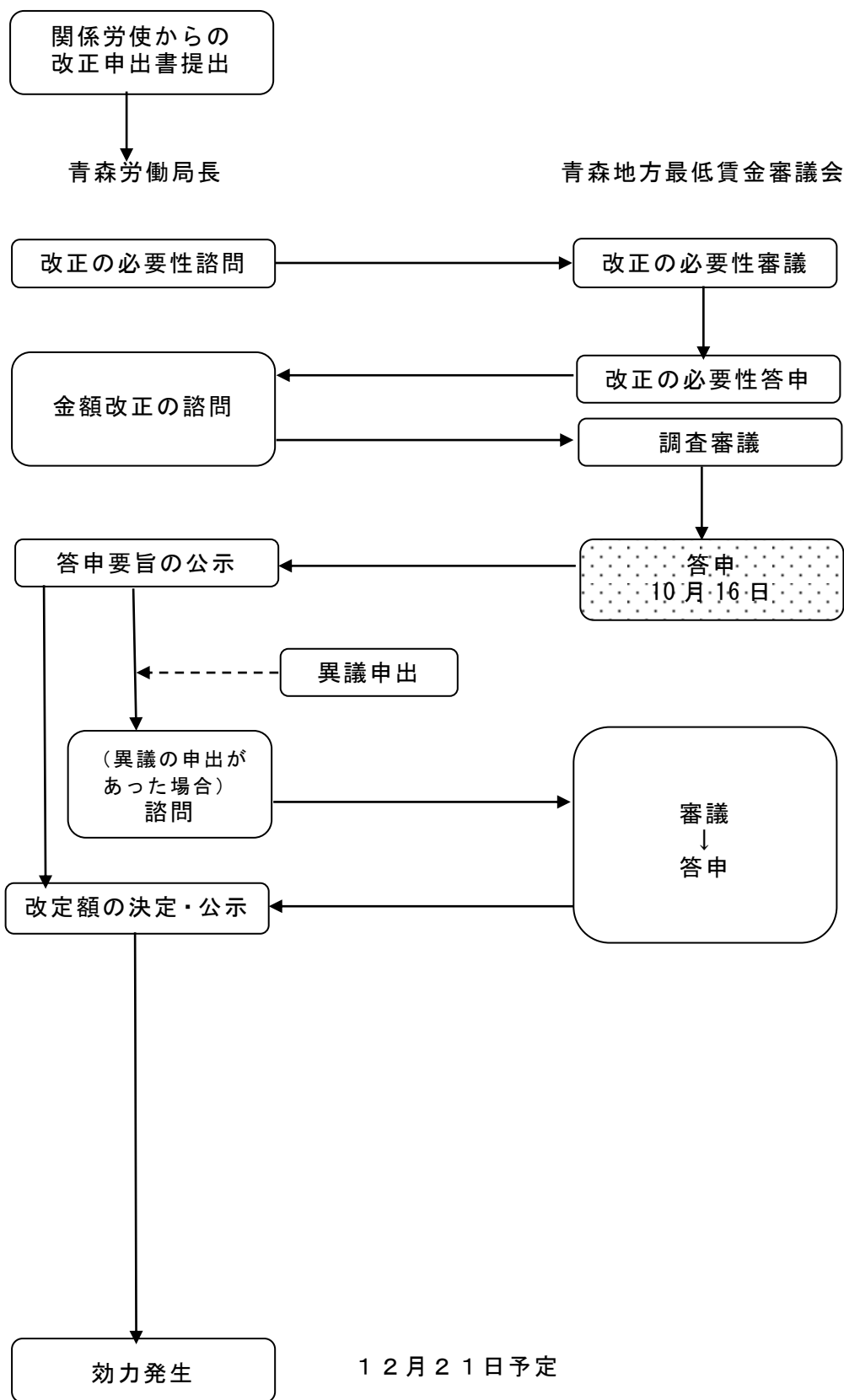
（3）青森県各種商品小売業最低賃金

（4）青森県自動車小売業最低賃金

4 最低賃金の公示及び発効

最低賃金の効力発生は、①官報公示の日から起算して30日を経過した日（法定発効）、②官報公示の日から起算して30日を経過した日後の日であって当該決定において別に定める日があるときは、その日（指定発効）、と規定されており、本年の青森県特定（産業別）最低賃金においては、②の指定発効としています。

5 特定（産業別）最低賃金決定の仕組み



6 青森県特定(産業別)最低賃金の推移

(平成 27 年度以降)

業種	年度	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
鉄鋼業	時間額 (円)	816	835	855	877	900	903	929	958	992	(1,045)
電気機械器具 等製造業	時間額 (円)	750	765	785	806	829	833	859	888	927	(968)
各種商品小売業	時間額 (円)	743	758	777	798	821	825	852	882	921	(956)
自動車小売業	時間額 (円)	782	798	817	838	861	864	890	919	923	(963)

注：令和 5 年度は、青森地方最低賃金審議会の答申内容である。

(参考：青森県最低賃金)

	年度	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
青森県 最低賃金	時間額 (円)	695	716	738	762	790	793	822	853	898	953

